

土木建築部 における随意契約の実績 (令和4年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	道路管理課	道路交通情報に関する業務委託	3月28日	14,815,900	公益財団法人 日本道路交通情報センター	東京都千代田区飯田橋1-5-10	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、県管理道路に関する情報の収集及び提供業務を公益財団法人 日本道路交通情報センターに委託するものである。</p> <p>日本道路交通情報センターは、道路利用者の安全と利便性を図るため、道路及び道路交通に関する情報の収集及び提供を目的に設立された法人であり、道路交通法第109条の2第2項に規定する交通情報の提供に係る業務を実施する機関として公安委員会に認定されている。県管理道路に関する情報収集及び提供業務と一体的に実施することが合理的かつ効果的であるが、他に公安委員会の認定を受けている機関がないことから、随意契約とするものである。</p>	特命随意契約
2	都市計画・モノレール課	令和5年度沖縄都市モノレール自由通路維持管理業務	令和5年3月31日	142,241,000	沖縄都市モノレール株式会社	沖縄県那覇市字安次嶺377-2	第167条の2 第1項第2号	<p>同施設の管理はエレベーター及びエスカレーター(以下:EV、ESC)の運行管理があり、閉じ込め事故等の緊急時には駅務員が迅速に対応できる。</p> <p>また、EV、ESCの電力は沖縄都市モノレール株式会社所有の駅舎電力設備から供給されており、同社が一括して電力会社と契約すること、同施設の清掃及び設備保守点検について同社が駅舎と一括して発注することにより、電気料および委託料を安価に抑えることを可能としており、経済面で見ても効果的である。</p> <p>以上の理由により、同社とは自由通路の維持管理について覚書及び協定書を締結しており、契約の相手方として選定した。</p>	特命随意契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
3	都市計画・ モノレール 課	沖縄都市モノ レール引込線 下部工工事(そ の3)	令和5年3 月31日	107,800,000	有限会社伊世開発	沖縄県南城市大里字稲 嶺 1253番地1	第167条の2 第1項第6号	<p>本工事は、前工事において施工していないモノレール引込線下部工の一部(前工事の残工事)を施工するものである。</p> <p>前工事の基礎掘削時に、壁面土砂の崩落及び周辺歩道部の陥没が発生し、著しい軟弱地盤であることが確認された。これにより前工事は、工事の一時中止及び設計変更に伴う薬液注入工の追加等により不測の期間を要し、年度内に完了できず、途中竣工となった。</p> <p>本工事においては、前工事受注者と随意契約することにより、前工事と一連で施工することができ、目的物に瑕疵があった場合でも責任を明確化できるほか、工事準備期間を短縮できる。また、間接工事費を減額調整したうえで、本工事の予定価格算定に前工事の請負比率を乗じることができ、経済的に有利となる。</p> <p>以上の理由により、前工事の受注者である左記の者と契約した。</p>	特命随意 契約
4	都市公園 課	首里城公園首 里杜館消火設 備等改修工事 監理業務	R5.3.27	2,629,000	株式会社 うるま設備	沖縄県うるま市字江洲 355番地芝ビル3-A	第167条の2 第1項第2号	<p>契約の性質及び目的から履行できる者が特定の一者に限定されるため。</p> <p>本業務の内容は、改修工事の現場監督補助となっている。改修工事の実設計においては、建物内部の配置や損傷具合など、設計時には不明な箇所もあり、推定で設計を行っている。工事着手に際し、設計図書と現場状況とに相違があることが判明した場合は、速やかに設計図書の修正の対応を行う。</p> <p>別業者に対応させると、現場の照査や既設計内容の確認・検討に時間を要し、工程の長期停滞が懸念されるので、設計方針に熟知している実設計の受注者に随意契約を行った。</p>	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
5	都市公園課	県営公園管理システム業務委託(R5)	R5.3.31	2,794,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>公益財団法人沖縄県建設技術センターは県からの委託により、平成21年度に県営公園管理システムを秘密保持性の高い同センター内サーバーに構築し、以降、県営都市公園の工事完成データを同システムに入力し、データを一元的に管理・蓄積している。</p> <p>工事完成データの入力作業において、これまで蓄積してきたデータを有効に活用し、新規工事箇所部分の更新作業を適切かつ効果的に遂行できるのは同センターのみである。</p>	特命随意契約
6	首里城復興課	首里杜館ビクターロビー等改修工事(第2期)監理業務委託	令和5年3月30日	5,236,000	(株)国建	沖縄県那覇市久茂地1丁目2番20号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は首里杜館1階改修工事の監理業務だが、施設の営業を行いながら工事を実施する執務並行改修工事となっており、工事期間中の施工順序、工法、仮設計画等のチェックや施設管理者等との密な調整など業務内容が煩雑である。</p> <p>当該工事の実設計画者は、業務を通して、施設管理者との調整及び現場調査による施設の状況に精通していることから、執務並行改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮されるため、契約の相手方として選定した。</p>	
7	首里城復興課	令和4年度首里城公園入口デジタルサイン整備工事	令和5年1月12日	6,875,000	金城電気工事((株)	沖縄県那覇市安里3丁目6番29号	第167条の2 第1項第8号	<p>本工事は、一般競争入札に付したが入札者がなかった。</p> <p>最初競争入札に付した際に資格要件の緩和を行っており、これ以上の緩和ができないことや設備機器代が工事費の大部分を占めており、設計・積算の見直しも困難である。</p> <p>以上を踏まえ、最初競争入札に付した際に入札参加した業者のうち、契約の相手方のみ入札に応じる意思があったため、選定した。</p>	

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
8	首里城復興課	令和4年度首里城復興イベント運営事業	令和5年1月10日	25,000,000	令和4年度首里城復興イベント運営事業共同企業体 ①株式会社シュガートレイン ②有限会社アイディー・ブランド	①沖縄県那覇市首里儀保町2丁目13番地2階 ②沖縄県那覇市銘苅1丁目2番22号前幸ビル301号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案はに首里城の魅力、歴史的価値を再認識する機会の創出に繋がるような効果的な提案として、優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
9	下水道課	令和5年度公営企業会計システムソフトウェア保守委託業務	令和5年2月22日	1,760,000	株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ九州	福岡市博多区博多駅前1丁目17番21号	第21条の14 第1項第2号	令和2年度の公営企業会計移行にあたり、企業会計における民間事業者の高度な技術や専門的知識を得ることにより、効果的かつ効率的なシステム調達を行うため、平成30年度にプロポーザル方式により広く公募を行った。5社から応募があり、選定委員会の審査により、総合得点で最も高得点であった事業者を契約の相手方として選定した。 令和2年度に導入したシステムは引き続き活用しており、公営企業としての事業の継続性を担保しつつ効果的かつ効率的な取組を図るため、前年度と同一の事業者を契約の相手方とした。	
10	施設建築課	芸大崎山キャンパス内施設解体工事(その2)	令和5年2月16日	10,978,000	(株)オリジン建設	沖縄県那覇市樋川2丁目6番10号	第167条の2 第1項第8号	本工事は、以下のとおり、入札不調となった経緯がある。 令和4年12月14日 一般競争入札(1回目) 予定価格超過のため、入札取りやめ(5者応札) 令和5年1月27日 一般競争入札(2回目) 予定価格超過及び最低制限価格未満のため、入札取りやめ(5者応札) このように、競争入札(2回目)に付し落札者がいなかったことから、随意契約を行った。 なお、一般競争入札(2回目)で予定価格超過となった業者から見積を徴収することとした。	

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
11	施設建築課	高度衛生管理型荷捌施設外構工事(その2)	令和5年2月17日	3,630,000	(株)基土木	沖縄県沖縄市字登川2989	第167条の2 第1項第5号	<p>令和4年10月より高度衛生管理型荷捌施設の本格運用を開始しているが、運用後に衛生管理エリアに部外者の立ち入りがあり、施設の安全管理上支障が生じている。また、夜明け前の水揚げ時には、現行の施設ゲートでは見えづらい状況があり、施設の運用に支障をきたしている。</p> <p>このことから、安全上、施設運用上の観点から緊急に対策を行う必要があり、本工事においてフェンス設置及び外壁に蓄光板を設置し、課題解決を図るものである。</p> <p>指名業者は、高度衛生管理型荷捌施設関連の建築工事を請け負っており、施設の状況等も熟知しており、早急かつ円滑に工事を遂行することができ、施設の安全運営に資することが期待できる。現在施工中の外構工事についても3者による見積合わせにより契約を締結している。以上のことから、当該3者による見積合わせにより、随意契約を行った。</p>	
12	施設建築課	第32軍司令部壕扉等改修工事	令和5年2月22日	4,378,000	(有)仲地建装	沖縄県浦添市西原1-6-10	第167条の2 第1項第8号	<p>本工事は、以下のとおり、入札不落となった経緯がある。</p> <p>令和5年2月2日 一般競争入札(1回目) 最低制限価格未満のため、入札取りやめ(1者応札)</p> <p>本来は、「開札後、再度の入札を実施したが、落札者がいない場合」が適用となるが、建設工事について、再度の入札手続きを行う時間的余裕がない場合に該当することから、随意契約を行った。</p> <p>所管課の第32軍司令部壕保存・公開検討に関するスケジュール内で、安全対策が令和4年12月の実施であったため、1月に設計業務完了・1月下旬の1回目の工事発注となった。所管課からは年度内の工事完了との指示がある。</p> <p>なお、契約の相手方は、県内本島のC等級の建築工事会社で、県発注工事の実績がある上記業者から見積を徴収することとした。</p>	特命随意契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
13	施設建築課	八重山家畜保健衛生所焼却施設改築工事(設備)	令和5年3月31日	20,537,000	(株)日建興業	沖縄県石垣市字新川2460-16	第167条の2第1項第8号	<p>本工事は、以下のとおり、入札不調となった経緯がある。</p> <p>令和4年9月7日 一般競争入札 「八重山家畜保健衛生所焼却施設改築工事(建築)」が不落のため、入札取りやめ。</p> <p>令和5年1月25日 一般競争入札 応札者がいないため、入札取りやめ(応札者なし)</p> <p>令和5年3月1日 一般競争入札中1者が予定価格超過だったが(2者は失格)、二回目入札で辞退したため、入札取りやめ。</p> <p>このように、再度の入札に付し落札者がいなかったことから、随意契約を行った。なお、令和5年3月1日付で行った一般競争入札にて、失格となっていない業者から見積を徴収することとした。</p>	特命随意契約
14	施設建築課	八重山家畜保健衛生所焼却施設改築工事監理業務	令和5年2月20日	1,316,800	(株)守下設計	沖縄県石垣市字石垣42守下ビル3階	第167条の2第1項第8号	<p>本業務については、令和5年1月25日に一般競争入札を実施し、2者の応札があり、うち1者は予定価格の範囲内にあったが、入札後、参加資格要件を満たさないことにより入札を辞退し、もう1者は予定価格を超過しており、結果は不落となった。</p> <p>対象となる工事の契約は令和5年2月7日となっており、建築基準法の規定に基づき、工事の着手に際し資格を持つ監理者の配置を速やかに行う必要があることや、別添「一般競争入札の積極的な活用について(通知)平成25年12月12日付け、土総第1667号」により再度の公告入札を行うことなく随意契約へ移行したいことから、応札のあった業者と随意契約とした。</p>	特命随意契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
15	施設建築課	県営南風原第二団地建替工事(第3期)設計意図伝達業務	令和5年3月3日	2,970,000	(有)エン設計・AD設計工房 設計共同体	①沖縄県沖縄市胡屋5-24-6 ②沖縄県那覇市前島1丁目13-10-302	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、県営南風原第二団地建替工事(第3期)の実施設計において実施した当該施設の設計意図を工事受注者等に正確に伝える業務である。</p> <p>設計意図伝達業務とは、設計者以外に知り得ない設計意図のうち、設計図書のみでは表現することができないことについて、工事施工段階において工事受注者等に正確に伝えるためのもので、設計業務における成果図書等に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う業務である。(H31-告示第98号 別添第一、三)</p> <p>したがって、本業務の性質上、契約を履行できる者は当該施設の実施設計担当者となる。</p> <p>県営南風原第二団地建替工事(第3期)の実施設計業務は、令和元年度に一般競争入札により「県営南風原第二団地建替工事(第3期)実施設計業務」として、「(有)エン設計・AD設計工房・(有)アカリ設計 設計共同体」が受注しており、令和2年3月に完了している。しかし、構成員である(有)アカリ設計が受注しない意思を示しており、すでに設計共同体は解体している。そこで再度、(有)エン設計とAD設計工房に設計共同体を結成し本業務を履行してもらうものとした。(設備の意図伝達業務も含む)</p>	特命随意契約
16	施設建築課	沖縄県農業大学校新築工事設計意図伝達業務	令和5年3月23日	4,191,000	(株)都市建築設計・(株)アアキ前田・(株)ニライ設備設計 設計共同体	①沖縄県那覇市古波蔵4丁目1番1号 ②沖縄県那覇市首里平良町1-29-8 ライオンズマンション首里102号 ③沖縄県那覇市字識名1195-1	第167条の2 第1項第2号	<p>当該業務は、沖縄県立農業大学校新築工事の設計意図を正確に伝えることを目的としており、工事請負費等からの質疑等への対応や設計意図の観点からの検討・報告等を行う内容となっている。</p> <p>本契約の性質上、設計を担当した相手方であれば契約を履行できないことから、設計者を随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
17	施設建築課	久米島高校特別教室棟等改築工事修正設計業務(その2)	令和5年3月24日	1,650,000	(株)渡久山設計	沖縄県浦添市牧港2-8-4	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、平成29年6月30日に完了した久米島高校特別教室棟等改築工事設計業務(以下、当初設計業務という)の修正設計である。</p> <p>業務の内容は、設計完了から約6年経過していることに伴う、当初設計業務の内容チェック、施設全体計画における本計画の位置づけの確認、見積の再徴収や物価資料単価の更新のほか、設備等の機器の見直し等も含まれ、経年に伴う学校関係者への確認作業は、当時の計画との整合性を図る必要があり、施設画面上の制約があるといえる。</p> <p>上記相手方は、当初設計業務を担当しており、当該業務を通して学校関係者の意向を把握していることから、全体計画との整合を適切に図ることができ、限られた工期内で円滑かつ的確に業務を遂行できるものと思慮される。</p> <p>以上のことから、上記相手方と随意契約を行った。</p>	特命随意契約
18	北部土木事務所	北部地区河川砂防事業技術審査等支援業務委託(R4)	R5.1.17	1,694,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、総合評価方式一般競争入札において工事入札参加者から提出される技術資料を分析・整理する業務であり、発注工事情報に接することになる。</p> <p>沖縄県建設技術センターは、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事用資材の適正な品質確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出資により設立された財団であり、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保する体制も整備されており、発注関係事務を公正に行うことができるため選定した。</p>	特命随意契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
19	北部土木 事務所	北部管内技術 審査等支援業 務委託(R4- 2)	R5.1.24	1,826,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、総合評価方式一般競争入札において工事入札参加者から提出される技術資料を分析・整理する業務であり、発注工事情報に接することになる。</p> <p>沖縄県建設技術センターは、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事用資材の適正な品質確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出資により設立された財団であり、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保する体制も整備されており、発注関係事務を公正に行うことができるため選定した。</p>	特命随意 契約
20	北部土木 事務所	北部管内植栽 管理業務委託 (R5-3)	R5.3.31	2,605,900	公益社団法人 名護市シ ルバー人材センター	名護市大中2-12-1	第167条の2 第1項第3号	<p>本業務内容は歩道部の除草であり、軽易な作業である事から、高齢者等の就労支援を考慮した業務発注を行っている。</p> <p>公益社団法人名護市シルバー人材センターは利益を追求しない公益社団法人であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき、シルバーの人材の活躍に企むため、地元名護市の人材センターを選定した。</p>	特命随意 契約
21	北部土木 事務所	北部管内植栽 管理業務委託 (R5-2)	R5.3.31	3,289,000	社会福祉法人 豊饒会	本部町字渡久地493-1	第167条の2 第1項第3号	<p>本業務は、北部土木事務所管内の道路の除草作業や剪定作業、道路附属物の清掃作業等を委託するものである。</p> <p>障害者支援施設である当該法人より、本業務に対する参加要請があったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき、随意契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
22	北部土木 事務所	令和5年度 性能規定型道路 除草等業務委託(北部管内)	R5.3.31	21,978,000	北部造園土木(株)	沖縄県宜野座村字惣慶 1514	第167条の2 第1項第2号	本業務は、良好な沿道景観の形成に向けて、民間事業者の有するノウハウや創意工夫により除草作業の効率化や美観維持を図るため、性能規定型の植栽維持業務を試行するものであり、企画競争型随意契約とした。 参加を公募したところ3者から応募があり、そのうち1者は資格要件を満たさず非選定、別の1者は技術提案書の提出辞退となった。 技術提案内容等を選定委員会において審査したところ、左記の者の提案が最も優れており、受託者として適当であると認められたため、契約の相手方として選定した。	
23	中部土木 事務所	R5~R7倉敷 ダム管理支援 業務委託	R5.3.30	47,850,000	(株)沖縄水道管理センター	沖縄県那覇市おもろまち 4丁目10番18-203号	第167条の2 第1項第8号	本業務委託については、一般競争入札による手続きを進めていたが、応札者なしで取り止めとなった。そこで、応札を見込んでいた10者に応札しなかった理由をヒアリングしたところ、「入札期間中に配置予定技術者を確保することが困難」との内容が主な理由であった。その後、下記業者から配置予定技術者の確保ができたことと連絡があり、それ以外には連絡もないことから、(株)沖縄水道管理センターを見積もり業者を選定し契約を行った。	特命随意 契約
24	中部土木 事務所	街路事業草刈 清掃業務委託 (R4-1)	R5.1.10	1,144,000	沖縄市シルバー人材センター	沖縄県沖縄市美原3丁目 1番1号	第167条の2 第1項第3号	本業務は胡屋泡瀬線(沖縄市内)の草刈清掃を行う業務である。高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター連合より役務の提供を受けるため、沖縄市に事業を設ける事業者を選定し契約を行った。	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
25	中部土木 事務所	港湾事業等技 術審査支援業 務委託(R4- 1)	R5.1.13	1,254,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき実施する総合評価方式において、競争参加資格確認申請書の審査を行う業務である。公益財団法人沖縄県建設技術センターは、社会資本整備などへの支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出捐により設立されており、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることから、契約相手として契約を行った。	特命随意 契約
26	中部土木 事務所	比屋根(2)急 傾斜地磁気探 査業務委託(令 和3年災4号)そ の2	R5.3.24	1,419,000	(株)沖縄探査開発	沖縄県宜野湾市伊佐3丁 目29番2号	第167条の2 第1項第6号	本業務は、比屋根(2)急傾斜地災害復旧工事に伴う磁気探査業務である。比屋根(2)急傾斜地磁気探査業務委託(令和3年災4号)において、関連工事の数量減に伴い行わないこととした水平探査、鉛直探査を本業務により実施するものである。(株)沖縄探査開発は前業務の受注者であり、本業務箇所の状況を熟知し、実施方法にも精通していることから契約を行った。	特命随意 契約
27	中部土木 事務所	仲順地すべり (緊急改築)磁 気探査業務委 託(R4-2)	R5.3.24	1,540,000	(株)沖縄中央エンジニア リング	沖縄県宜野湾市野嵩1丁 目6番23号	第167条の2 第1項第6号	本業務は、仲順地すべり(緊急改築)対策工事に伴う磁気探査業務である。仲順地すべり(緊急改築)磁気探査業務委託(R4)において、関連工事の数量減に伴い行わないこととした経層探査、鉛直探査等を本業務により実施するものである。(株)沖縄中央エンジニアリングは前業務の受注者であり、本業務箇所の状況を熟知し、実施方法にも精通していることから契約を行った。	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
28	中部土木 事務所	道路事業技術 審査支援業務 委託(R4-2)	R5.1.19	1,727,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7- 13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、工事発注資料作成、入札説明書及び、工事入札参加者から提出される資料の分析・整理及びヒアリング記録作成等であり、発注工事機密情報に接することから工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。(公財)沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係がない独立した機関である。センターは競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状ではほかに変わる者はないことから、契約を行った。	特命随意 契約
29	中部土木 事務所	比屋根(2)急 傾斜地排水設 計業務委託(R 4)	R5.2.7	2,310,000	(株)興洋エンジニアリン グ	沖縄県那覇市首里石嶺 町2丁目167番地の15	第167条の2 第1項第5号	本業務は、比屋根(2)急傾斜地の災害復旧事業に係る排水設計業務である。当該現場は、被災箇所周辺に流末がないことから、当初は急傾斜地崩壊危険区域外の排水路を使用して水処理を行う計画であったが、地権者から現時点でも水があふれている状態であり更に斜面の水を流すことは反対という理由で同意を得られなかった。そのため現在は水処理を行う場所がない状態であり、被災現場であることから早急な水処理対策が必要となっている。以上のことから砂防施設の設計業務の実績がある3業者に見積もりを行い契約を行った。	

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
30	中部土木 事務所	砂防事業等技 術審査支援業 務委託(R4)	R5.1.19	2,343,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき実施する総合評価方式において、競争参加資格確認申請書の審査を行う業務である。公益財団法人沖縄県建設技術センターは、社会資本整備などへの支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出損により設立されており、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることから、契約相手として契約を行った。	特命随意 契約
31	中部土木 事務所	幸地インター線 総合的技術支 援業務委託(R 4-2)	R5.3.29	5,786,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、幸地インター線における総合的技術支援業務であり、対象とする工事が大規模で高度な技術的判断を必要とし、また迅速な対応が要求されるものである。また、工事発注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないように、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。このため、業務の各段階において公平・公正で適切な判断が求められることから、工事発注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある。建設技術センターは、社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出損により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の期間である。実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において建設技術センターに代わるものはいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき建設技術センターと契約を行った。	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
32	中部土木 事務所	都市計画道路 (栄野比具志川 線)検討業務委 託	R5.3.14	5,797,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	栄野比具志川線は調書や道路台帳が部分的に作成されており、それぞれに互換性がなく、整合性がとれない状況である。そのため、本業務では、部分的に作成された調書等を路線全体として整理し、統一する必要がある。沖縄建設技術センターは、発注者からの課題是正の要請を受け、統一した道路台帳調書作成システムや地理情報システムを活用した道路附属物管理システム、河川や公園等についても統一した管理システムにより台帳整備を行うことで、県が建設した公共施設の経済的かつ適切な維持管理に大きく寄与してきた。これらのシステムは道路や河川等各公共施設ごとに構築されており各システム間に互換性がなく、各公共施設の連続性、関連性等の確認ができないものであったため、センターではこれらの公共施設システムを統合し、より効率的・効果的な機能をもつ「公共施設情報管理システム」を構築し運用を始めている。「公共施設情報管理システム」はセンターの所有するシステムである。同システムを使用し公共土木施設台帳管理業務を実施することでこれまで以上に公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の支援ができるようになるため、同システムに関する著作権・使用権を有する沖縄県建設技術センターと、地方自治法施行令第167の2第1項第2号に基づき契約を締結した。	特命随意 契約
33	中部土木 事務所	令和5年度性能規定型道路 除草等業務委 託(中部管内そ の1)	R5.3.31	18,380,000	(有)海邦造園	沖縄県宜野湾市上原1丁 目23番12号	第167条の2 第1項第2号	簡易公募プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があり、提出された企画提案内容等を審査会において審査したところ、受注者として最も優れた提案を行った左記の業者が特定されたため契約の相手方として契約した。本業務は、受注者を特定する際に、価格のみならず、当該業務にかかる実施体制、実施方針、技術提案書に関する提案書による評価も重要であるためプロポーザル方式により契約を行った。	

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
34	中部土木 事務所	中城湾港(新港 地区)公園トイレ 清掃業務委託(R5)	R5.3.28	1,375,924	公益社団法人 うるま市 シルバー人材センター	沖縄県うるま市字川崎46 8番地	第167条の2 第1項第3号	本業務は、中城湾港新港地区内における公園 トイレの清掃業務である。 公益社団法人うるま市のシルバー人材セン ターは、平成元年2月に法人認可され、各方面 で高齢者による事業を展開している。清掃、草 刈業務等を多く受託し、当所においても平成12 年度より新港地区内の臨港道路や公園の樹木 管理(除草)やトイレの清掃業務を受託してお り、十分な成果を上げていることから、同業者を 選定し、契約を締結した。	特命随意 契約、長期 継続契約
35	中部土木 事務所	中城湾港(新港 地区)清掃及び 樹木管理業務 委託(R5)	R5.3.28	5,940,000	公益社団法人沖縄市シ ルバー人材センター	沖縄県沖縄市美原3丁目 1番1号	第167条の2 第1項第3号	本業務は、中城湾港新港地区内の臨港道路や 公園等の樹木管理業務及び公園やふ頭用地 内に整備されたトイレの清掃業務を委託するも のである。公益社団法人沖縄市シル バー人材センターは、平成元年2月に法人認可 され、各方面で高齢者による事業を展開してい る。清掃、草刈業務等を多く受託し、当所にお いても新港地区内の道路の除草やトイレ清掃 の管理業務委託し、十分な成果を上げているこ とから、同業者を選定し、契約を締結した。	特命随意 契約、長期 継続契約
36	中部土木 事務所	仲順地すべり (緊急改築)対 策工事(R4- 2)	R5.3.27	6,600,000	(有)明生建設	沖縄県西原町字翁長15 8番地の1	第167条の2 第1項第6号	本工事は、現工事受注者と随意契約を行う場 合は、間接費の調整を行い、本工事設計金額 に現工事の請負比率を乗じた金額を予定価格 とするため、競争入札と比較して最大で約310 万円経済的に有利となる。現工事の抑止杭と 本工事の目的物は一体的な構造であり、本工 事の目的物に瑕疵があった場合、本工事と現 工事の責任範囲を明確に区分けすることが困 難であるため、現工事受注者に一連で施工さ せる必要があるため(有)明生建設と契約を 行った。	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
37	中部土木 事務所	島袋急傾斜地 崩壊対策工事 (R4)	R5.3.31	18,700,000	(株)幸石建設	沖縄県うるま市みどり町4 丁目1番15号A-2	第167条の2 第1項第6号	現工事の受注者と随意契約を行う場合は、間 接費の調整を行い、本工事の設計金額に現工 事の請負比率を乗じた金額を予定価格とする ため、競争入札と比較して最大で約900万円経 済的に有利となる。また、現工事のアンカー工 と本工事の目的物であるふとんかご工は一体 となって斜面を安定させるものであり、ふとんか ご工が未施工の状態が続くと斜面が不安定化 し、斜面直下に近接している住宅地が被災する 恐れがある。住民の生命と財産を守るために緊 急に対策工事を行う必要があることから、契約 相手として契約を行った。	特命随意 契約
38	中部土木 事務所	宜野湾仮設避 難港護岸工事 (R4-2)	R5.3.31	28,215,000	(株)全沖産業	沖縄県浦添市牧港5丁目 6番8号	第167条の2 第1項第8号	指名競争入札により入札を行ったが不落とな った。その後、一般競争入札にて公告を行い、当 該業者(株)全沖産業の1者のみ応札があつた が、予定価格超過であつた。再入札を行つた が、応札がなかったため取り止めとなり不落と なった。再度の入札に付し落札者がなかった ため、施行令第167条の2第1項第8号により一 般競争入札にて応札した1者の当該業者と契 約を行った。	特命随意 契約
39	中部土木 事務所	比屋根(2)急 傾斜地災害復 旧工事(令和3 年災4号)その 2	R5.3.23	48,730,000	(株)南成建設	沖縄県那覇市壺川2丁目 13番41号上原ビル103 号	第167条の2 第1項第6号	現工事受注者と随意契約を行う場合は、間 接費の調整を行い、本工事設計金額に現工事の 請負比率を乗じた金額を予定価格とするため、 競争入札と比較して最大で約1,540万円経済 的に有利となる。当該現場は、豪雨により再崩 壊していることから、梅雨や台風時期の前に1日 でも早く現場着手する必要がある。住民の生命 と財産を守るために緊急に対策工事を行う必要 があることから、契約業者と契約を行った。	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
40	中部土木 事務所	県道20号線 (泡瀬工区)橋 梁整備工事(桁 製作設備損料 その6)	R5.3.23	111,100,000	コーアツ工業(株)・沖縄 ピーシー(株)	沖縄県浦添市宮城2丁目 17番2号、沖縄県沖縄市 海邦町3番地27	第167条の2 第1項第2号	桁製作設備は事業完了まで全セグメントを製作 するために必要な設備であり、本橋梁建設のた めに製作した特殊仕様となっている。本工程 は、セグメント製作のための機械経費につい て、設備を設置したコーアツ工業(株)・沖縄ピー シー(株)JVと継続して契約しなければならない ことから随意契約を行った。	特命随意 契約
41	南部土木 事務所	自動車賃貸借 契約メンテナ ンスリース	令和5年 3月7日	4,980,800	株式会社トヨタレンタリー ス沖縄	沖縄県那覇市赤嶺2丁目 13-1	第167条の2 第1項第6号	本事務所の公用車については、環境再生課が 導入促進する電動自動車に順次入れ替えてい く予定であり、公用車の入替計画を基に、新た にリース車両の入札を行う予定であったが、ウ クライナ情勢等による全世界的な半導体供給 不足のため電気自動車の導入に遅れが生じる ことが判明し、本事務所の公用車の入替の計 画を変更せざるを得なくなった。そのため、契約 済みのリース車両の契約満了日が近づく中、入 札の内容を見直し、使用している車両を引き続 き再リースすることで、経費の節減も見込める ことから、左記の事業者と12ヶ月間のリース契 約を行った。	特命随意 契約
42	宮古土木 事務所	道路事業技術 審査支援業務 委託(R4)	令和5年1 月13日	847000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関 する法律」に基づく総合評価落札方式による発 注関係事務(技術審査)であり、発注・入札情報 に接することとなるため、工事受注者等と利害 関係がない独立した機関において業務を実施 する必要があり競争入札に適さない業務であ る。 (公財)沖縄県建設技術センターは社会資本 整備等への支援により県民福祉の増進に寄与 することを目的として、県市町村の出捐により 設立されており、民間事業者との利害関係が 無い独立した機関である。 センターは競争参加者の技術情報を適切に 管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審 査を行える唯一の機関であり、現状では他に代 わる者はいないことから、センターと随意契約を 締結するものである。	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
43	宮古土木 事務所	宮古管内維持 管理業務委託 (R5・R6)	令和5年3 月31日	194,034,500	宮古インフラメンテ共同企業 体 ①(株)大協企画コンサルタント ②(有)垣花建設 ③(有)大栄開発 ④(有)松宮開発	①沖縄県宮古島市平良 字西里1298-2 ②沖縄県宮古島市平良 字久貝881-10 ③沖縄県宮古島市平良 字下里1328-9 ④沖縄県宮古島市平良 字下里1338-3	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、宮古土木事務所管内の県管理道路等について安全で快適な交通環境を提供できるよう、道路パトロール、道路維持、植栽管理、路面清掃、側溝清掃、照明維持等の作業を実施するものであり、これらの業務を確実かつ効率的に実施するため、技術提案による優れた効果が期待できるプロポーザル方式によることとした。</p> <p>公募の結果、2社から技術提案があり、「性能規定による植栽管理の効果的かつ効率的な実施方法」及び「道路パトロールにおける不具合箇所の対応や苦情処理で得られた蓄積データの効果的な活用方法」に関する提案等について審査したところ、評価点が最も高い者を契約の相手方に選定した。</p>	債務負担 による複 数年契約